

海老名市教育委員会

(平成29年 4月 定例会議事日程)

日時 平成29年 4月21日(金)

午後 2時00分

場所 海老名市役所第二委員会室

教育長報告

- 日程第 1 報告第 6号 海老名市教育委員会関係職員の人事異動について
- 日程第 2 報告第 7号 平成29年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等について
- 日程第 3 報告第 8号 海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 4 議案第 17号 平成29年度(平成28年度対象)教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定について
- 日程第 5 議案第 18号 平成30年度海老名市教科用図書採択基本方針について
- 日程第 6 議案第 19号 部活動検討委員会の設置について

報告第6号

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について

海老名市教育委員会関係職員の人事異動について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

平成29年3月31日付及び平成29年4月1日付で人事異動を発令したため

教育委員会関係職員人事異動内訳

平成29年3月31日付

課長	級	4名
係長	級	1名
主査	級	1名
技能労務職		1名
再任用職員		1名
			8名

平成29年4月1日付

課長	級	5名
係長	級	5名
主査	級	7名
主任主事	級	1名
主事	級	3名
主事補	級	3名
技能労務職		3名
			27名

平成29年4月1日付（再任用職員）

技能労務職		7名
			7名

計 42名

平成29年3月31日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【課長級】			
やまかわ いさむ 山川 勇	神奈川県	教育支援担当課長（兼）教育支援センター所長（兼）指導主事	
おがわ ゆりこ 小川 百合子	神奈川県	就学支援課主幹（兼）指導主事	
わだ しゅうじ 和田 修二	神奈川県	教育支援課主幹（兼）指導主事	
わだ なみよ 和田 波代	神奈川県	教育支援課主幹（兼）指導主事	
【係長級】			
うちやま だいすけ 内山 大輔	神奈川県	学び支援課副主幹（兼）指導主事	
【主査・主任主事級】			
やまおか けいこ 山岡 啓子		教育支援課主査	勸奨退職
【技能労務職】			
ふか のりこ 深 典子		教育総務課用務員（今泉中学校）	定年退職
【再任用職員】			
やざき のりこ 矢崎 範子		教育総務課用務員（海西中学校）	任期満了

平成29年4月1日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【課長級】			
やまだ 山田 敏明	教育総務課主幹（兼）総務係長	窓口サービス課主幹（兼）戸籍係長	兼務発令
おさだ 長田 茂美	就学支援課主幹（兼）保健給食係長	就学支援課保健給食係長	昇格 兼務発令
ごとう 後藤 純子	就学支援課主幹（兼）指導主事	神奈川県	
あそう 麻生 仁	教育支援課教育支援担当課長（兼）教育支援センター所長（兼）指導主事（兼）支援係長 事務取扱	教育支援課主幹（兼）支援係長（兼）指導主事	昇任 兼務発令
しみず 清水 文恵	教育支援課主幹（兼）指導係長	契約検査課契約係長	昇格 兼務発令
【係長級】			
さとう 佐藤 哲也	福祉総務課福祉総務係長（兼）市民税課副主幹	教育総務課総務係長	兼務発令
おおすぎ 大杉 誠	教育総務課副主幹	教育総務課主査	昇格
しおた 潮田 佑介	教育支援課副主幹（兼）指導主事	神奈川県	
おおや 大矢 貴史	教育支援課副主幹（兼）指導主事	神奈川県	
こそこの 小園 洋	学び支援課副主幹（兼）指導主事（兼）社会教育主事	神奈川県	
【主査級】			
あきやま 秋山 寿美子	窓口サービス課主査	教育支援課主査	
かとう 加藤 謙次	農政課主査（併）農業委員会事務局主査	就学支援課主任主事	昇格 兼務発令
ながた 永田 祥子	農政課主査	学び支援課主任主事	昇格
こんの 今野 まりこ	教育総務課主査	教育総務課主任主事	昇格
おやま 尾山 剛	就学支援課主査	道路管理課主査	
いからし 五十嵐 光	就学支援課主査（兼）指導主事	神奈川県	
たなべ 田辺 賢司	監査委員事務局主査	就学支援課主査	
【主任主事級】			
しづや 渋谷 麻美	学び支援課主任主事	職員課主任主事（福島県相馬市派遣）	
【主事級】			
おぬき 小貫 玲子	資産税課主事	就学支援課主事	
みやした 宮下 仁克	教育総務課主事	道路管理課主事	
なかむら 中村 たくみ	就学支援課主事	住宅公園課主事	

平成29年4月1日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【主事補級】			
すずき たかひろ 鈴木 貴博	教育総務課主事補	危機管理課主事補	任期付→正規採用
いくしま かな 幾島 夏奈	就学支援課主事補	健康づくり課主事補（兼）市民 税課主事補（兼）保険年金課主 事補（兼）福祉総務課主事補 （兼）高齢介護課主事補	
たかやなぎ しほ 高柳 志帆	教育支援課主事補	教育総務課主事補	
【技能労務職】			
いそかわ みちよ 磯川 みち代	教育総務課用務員（有馬小学 校）	教育総務課用務員（有馬小学 校）	5級昇格
かわい さゆり 川井 佐由利	教育総務課用務員（今泉小学 校）	教育総務課用務員（今泉小学 校）	4級昇格
さとう としえ 佐藤 敏枝	就学支援課調理員（東柏ヶ谷小 学校調理場）	就学支援課調理員（東柏ヶ谷小 学校調理場）	4級昇格

平成29年4月1日付

氏名	新所属	旧所属	備考
【再任用：技能労務職】			
あいだ みつこ 会田 充子	教育総務課用務員（社家小学校）	子育て支援課調理師（勝瀬保育園）	職種変更 フルタイム 任期更新
あさの てるみ 浅野 照美	教育総務課用務員（大谷中学校）	教育総務課用務員（大谷中学校）	フルタイム 任期更新
さとう よしこ 佐藤 淑子	教育総務課用務員（杉本小学校）	教育総務課用務員（杉本小学校）	フルタイム 任期更新
のなか くみこ 野中 久美子	教育総務課用務員（門沢橋小学校）	教育総務課用務員（門沢橋小学校）	フルタイム 任期更新
わたなべ けいこ 渡邊 恵子	教育総務課用務員（海西中学校）	子育て支援課調理師（中新田保育園）	職種変更 フルタイム
ふか のりこ 深 典子	教育総務課用務員（今泉中学校）	教育総務課用務員（今泉中学校）	フルタイム
すだ ちひろ 須田 ちひろ	就学支援課調理員（東柏ヶ谷小学校調理場）	就学支援課調理員（東柏ヶ谷小学校調理場）	短時間勤務 任期更新

報告第7号

平成29年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等について

平成29年度教育委員会非常勤特別職の委嘱等について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

提案理由

任期満了及び辞職する非常勤特別職の後任として、新たに委嘱したため

非常勤特別職(学校安全監視員)の委嘱について

1 学校安全監視員について

校内を定期的に巡回することにより不審者の侵入を抑止するとともに、事故発生時に迅速かつ適切な処置を行うことで、児童の安全を確保する

2 委嘱期間について

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 提案理由

任期満了及び辞職による

4 新旧委嘱者

【新】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
田中 一二	69	新規	海老名小学校
浅井 与四郎	69	新規	有馬小学校
高橋 政二	70	新規	門沢橋小学校

【旧】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
加藤 武久	73	任期満了	有馬小学校
平原 邦夫	73	任期満了	門沢橋小学校
仁科 功次	71	辞職	今泉小学校

5 名簿

別紙のとおり

6 その他

転任者1名(海老名小学校 猪股 弘 が今泉小学校へ)

海老名市非常勤特別職（業務嘱託員（三））名簿

学校安全監視員

任 期 : 平成29年4月1日 ~ 平成30年3月31日

勤 務 校	氏 名	ふりがな	採用日等
海老名小学校	川田 明	かわた あきら	H25. 4. 5
	加納 武征	かのう たけゆき	H26. 4. 1
	田中 一二	たなか かずじ	H29. 4. 1 新採用
柏ヶ谷小学校	森 博志	もり ひろし	H26. 4. 1
	荒島 良則	あらしま よしのり	H28. 4. 1
	千葉 陽一郎	ちば よういちろう	H28. 4. 1
有鹿小学校	木村 好夫	きむら よしお	H23. 5. 13
	内山 功	うちやま いさお	H26. 6. 17
	梅津 一彦	うめづ かずひこ	H28. 4. 1
有馬小学校	松浦 勝己	まつうら かつみ	H21. 4. 1
	城所 重男	きどころ しげお	H28. 4. 1
	浅井 与四郎	あさい よしろう	H29. 4. 1 新採用
大谷小学校	石河 進	いしこ すすむ	H24. 6. 1
	山崎 敏	やまざき さとし	H24. 11. 1
	小林 秀一	こばやし ひでかず	H26. 6. 1
上星小学校	吉見 庄次	よしみ しょうじ	H22. 4. 1
	加藤 明宏	かとう あきひろ	H23. 11. 28
	岩本 知二	いわもと ともじ	H28. 9. 1
中新田小学校	橋本 浩一郎	はしもと こういちろう	H20. 6. 1
	森 一郎	もり いちろう	H24. 4. 1
	横道 良三	よこみち りょうぞう	H26. 4. 1
門沢橋小学校	尾之上 正治	おのうえ まさはる	H22. 9. 1
	山下 幸男	やました さちお	H24. 4. 1
	高橋 政二	たかはし まさじ	H29. 4. 1 新採用
東柏ヶ谷小学校	枝田 信二	えだ しんじ	H25. 5. 16
	橋本 堅次	はしもと けんじ	H28. 4. 1
	黒羽 幸男	くろば ゆきお	H28. 9. 1
社家小学校	高澤 正臣	たかざわ まさおみ	H26. 4. 1
	千坂 嘉昭	ちさか よしあき	H26. 6. 1
	壁 正雄	へき まさお	H28. 4. 1
杉久保小学校	山室 修次	やまむろ しゅうじ	H23. 4. 1
	高島 勲	たかばた いさお	H25. 12. 1
	間宮 明	まみや あきら	H28. 11. 1
今泉小学校	山口 隆之	やまぐち たかゆき	H23. 2. 1
	阿部 敏雄	あべ としお	H26. 6. 20
	猪股 弘	いのまた ひろし	H24. 1. 16 海老名小から転任
杉本小学校	岡本 一二三	おかもと ひふみ	H25. 4. 16
	西田 克也	にしだ かつや	H26. 1. 14
	塩澤 達夫	しおざわ たつお	H26. 4. 1

非常勤特別職(通学路巡回パトロール員)の委嘱について

1 通学路巡回パトロール員について

下校時の安全確保に係る業務を行う

2 委嘱期間について

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 提案理由

任期満了による

4 新旧委嘱者

【新】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
田坂 政一	69	新規	

【旧】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
吉田 洋三	72	任期満了	

5 名簿

別紙のとおり

海老名市非常勤特別職（業務嘱託員（三））名簿

通学路巡回パトロール員

委嘱期間 平成29年4月1日 ～ 平成30年3月31日

氏名	年齢	採用日
ミヤケ 弘明 三宅 弘明	69	H26.4.1
ヨコカイ テルオ 横向 輝男	69	H26.9.1
イシカワ ノブオ 石川 信夫	69	H27.4.20
オチアイ ケイゾウ 落合 敬三	61	H27.10.27
ヨヤス テツロウ 与安 哲郎	67	H28.4.1
田坂 政一	69	H29.4.1

平均年齢67

非常勤特別職(教育専門指導員)の委嘱について

- 1 教育専門指導員について
児童生徒に係る家庭相談業務を行う
- 2 委嘱期間について
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで
- 3 提案理由
任期満了による
- 4 新旧委嘱者

【新】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
アキハ 博行 秋庭 博行	65	継続	

【旧】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
アキハ 博行 秋庭 博行	65	任期満了	

- 5 名簿
別紙のとおり

平成 29 年度 海老名市教育専門指導員名簿

	氏名	年齢	略歴等
1	あきば ひろゆき 秋庭 博行	65	海老名市立海西中学校 校長 教育支援課 教育専門指導員
2	きつかわ のりあき 吉川 典章	64	海老名市立海西中学校 教頭 教育支援課 教育専門指導員
3	いしい まさお 石井 正雄	63	海老名市立有馬小学校 教頭 教育支援課 教育専門指導員
4	すずき ゆきお 鈴木 幸雄	63	海老名市立海老名小学校 教頭 教育支援課 教育専門指導員
5	やまもと のりお 山本 典男	61	海老名市立海西中学校 教頭 教育支援課 教育専門指導員
6	さね かずひろ 佐根 和博	62	県央教育事務所 教育指導員 ※新規

教育支援センター非常勤特別職の選任及び委嘱について
(相談員、専門補導員)

1 辞職する者

① 相談員

氏 名 山田 龍 (やまだ りょう)
年 齢 47
最終職歴 平成 27 年 4 月 1 日から海老名市教育支援センター相談員 2 年在職
辞 職 日 平成 29 年 3 月 31 日
辞職理由 任期満了

2 新たに委嘱する者

① 相談員

氏 名 立川 祥恵 (たちかわ さちえ)
年 齢 23
職 歴 なし
委嘱期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

② 相談員

氏 名 松浦 真規子 (まつうら まきこ)
年 齢 23
職 歴 平成 25 年 8 月～平成 28 年 2 月
社会福祉法人 杜の会 障害者グループホーム (アルバイト)
平成 28 年 3 月～現在
社会福祉法人 海風会サポートセンターかいふう、こどもひろば風
委嘱期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

3 任期満了に伴い、継続して委嘱する者

① 専門補導員

氏 名 岡田 健太郎 (おかだ けんたろう)
年 齢 61
職 歴 平成 26 年 4 月 1 日から専門補導員 現在に至る
任期満了日 平成 29 年 3 月 31 日
委嘱期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

教育支援センター非常勤特別職 名簿

(年齢は平成29年4月1日現在)

	氏 名	年齢	委嘱等内容	備 考
1	カサキ タクヤ 岡崎 拓哉	34	継続	相談員
2	カイ トシキ 甲斐 俊樹	38	継続	相談員
3	サイノウ ユコ 斉藤 優子	52	継続	相談員
4	シマヅ キョウコ 島津 京子	54	継続	相談員
5	タナカ サチコ 田中 佐知子	31	継続	相談員
6	タチカワ サチエ 立川 祥恵	23	新規	相談員 (家庭訪問相談員)
7	マツウラ マキコ 松浦 真規子	23	新規	相談員 (家庭訪問相談員)
8	ミズノ キョウコ 水野 鏡子	56	継続	主任指導員
9	オカダ ケンタロウ 岡田 健太郎	62	継続	専門補導員

海老名市青少年指導嘱託員の委嘱について

1 海老名市青少年指導嘱託員について

地域社会における青少年の社会生活を健全に育成指導するため、海老名市青少年指導嘱託員を設置する。

2 委嘱期間について

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 提案理由

平成29年度委嘱した釜谷佳男氏から辞任の意が示され、自治会から後任が推薦されたため。

4 新旧委嘱者

【新】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
サカイ マサル 境 賢	40	新規	

【旧】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
カタニ ヨシオ 釜谷 佳男	69	辞職	

5 名簿

別紙のとおり

青少年指導嘱託員名

(任期=H28.4.1~30.3.31)

No.	自治会名	氏名	ふりがな	No.	自治会名	氏名	ふりがな
1	中央一丁目	阿部 アサ子	あべ あさこ	31	上郷		
2	中央二丁目	森 節子	もり せつこ	32	下今泉	高橋 英次	たかはし えいじ
3	中央三丁目	福島 大洋	ふくしま ひろよし	33	海老名スカイハイツ	外山 雄二	とやま ゆうじ
4	国分北一丁目北	井上 和美	いのうえ かずみ	34	上今泉一丁目	福田 政男	ふくだ まさお
5	国分北一丁目南	中野 隆則	なかの たかのり	35	上今泉二丁目	黒田 敏夫	くろだ としお
6	国分北二丁目	三瓶 宏	さんぺい ひろし	36	上今泉三丁目	境 賢	さかい まさる
7	国分北三丁目	見上 直哉	みかみ なおや	37	上今泉四丁目	広岡 豊治	ひろおか とよはる
8	国分杉本	成田 政夫	なりた まさお	38	上今泉五丁目	前田 美智子	まえだ みちこ
9	国分南一丁目	大和 興人	やまと おきと	39	上今泉六丁目	吉部 由紀子	よしべ ゆきこ
10	国分南二丁目	飯田 雄一郎	いいた ゆういちろう	40	柏ヶ谷	大貫 美恵子	おおぬき みえこ
11	ルネエアズヒル	勝村 妙子	かつむら たえこ	41	かしわ台クラルテ	井川 悟	いがわ さとる
12	国分南三丁目	後藤 允孝	ごとう まさたか	42	東建ニューハイツ海老名	岡部 貢	おかべ みつぎ
13	国分南四丁目	齋藤 征夫	さいとう まさお	43	東柏ヶ谷一丁目	加藤 明希	かとう あき
14	望地	長田 勝浩	おさだ かつひろ	44	東柏ヶ谷二丁目	澁谷 清美	しぶや きよみ
15	勝瀬	佐々木 泰伸	ささき やすのぶ	45	東柏ヶ谷三丁目	川島 一起	かわしま かずゆき
16	大谷	今別府 淳子	いまべつぷ じゆんこ	46	東柏ヶ谷四丁目	関岡 俊晴	せきおか としはる
17	海老名みずほハイツ	石井 恒夫	いしい つねお	47	東柏ヶ谷五丁目	古田 守一	ふるた もりかず
18	浜田	鈴木 文彦	すずき ふみひこ	48	ルアンジュさがみ野	小山内 清潤	おさない せいじゆん
19	国分寺台	後藤 優	ごとう まさる	49	東柏ヶ谷六丁目	馬場 智宏	ばば ともひろ
20	国分寺台三丁目	鈴木 末男	すずき まつお	50	中河内	長岡 桂子	ながおか けいこ
21	国分寺台四丁目	堤 奈美子	つつみ なみこ	51	中野	加藤 映子	かとう えいこ
22	国分寺台五丁目	榎本 明美	えのもと あけみ	52	社家	廣瀬 明子	ひろせ あきこ
23	中新田第1	功刀 洋一	くぬぎ よういち	53	今里	西山 辰哉	にしやま たつや
24	中新田第2	遠藤 清治	えんどう せいじ	54	上河内	足立 憲治	あだち のりはる
25	中新田えびな団地	鈴木 康博	すずき やすひろ	55	杉久保北部	大塚 泰生	おおつか やすお
26	さつき町	立原 祐一	たちばら ゆういち	56	杉久保南部	飯塚 孝之	いづか たかゆき
27	さつき住宅	藤井 勝英	ふじい かつひで	57	サンパルク650	中村 寿博	なかむら としひろ
28	河原口第1	竹石 かおる	たけいし かおる	58	本郷		
29	河原口第2	佐野 隆子	さの りゆうこ	59	門沢橋	燈中 正雄	とうなか まさお
30	河原口第3	安齊 行雄	あんざい ゆきお				

非常勤特別職(事務嘱託員)の委嘱について

1 事務嘱託員について

若者支援室の相談業務等を円滑に実施するために、学び支援課若者支援室に配置する。

2 委嘱期間について

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 提案理由

任期満了による

4 新旧委嘱者

【新】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
オキハラ ツグヒサ 沖原 次久	68	継続	
アンザイ ジュンコ 安齊 淳子	60	新規	

【旧】

氏名	年齢	委嘱等内容	備考
タムラ ユキ 高村 恵	69	任期満了	

名簿

別紙のとおり

平成29年度海老名市事務嘱託員名簿

1 委嘱の期間について

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで委嘱する。

2 委嘱予定者

氏名	年齢	種別
おきはら つぐひさ 沖原 次久	68	事務嘱託員（一）
あんざい じゅんこ 安齊 淳子	60	事務嘱託員（三）

3 主な職務

- (1) 相談業務に関すること
- (2) 若者支援室の業務に関すること

報告第8号

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を
改正する規則について

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和49年教委規則第2号）第3条第1項の規定により臨時に代理し発令したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

海老名市学校施設再整備計画策定委員会条例の制定に伴い、学校施設の再整備計画策定に際し、必要な調査審議を行うための海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会を教育委員会の附属機関として規定するため

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部改正について

1 改正を要する規則

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則

2 改正理由

海老名市学校施設再整備計画策定委員会条例の制定に伴い、学校施設の再整備計画策定に際し、必要な調査審議を行うための海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会を教育委員会の附属機関として規定するため

3 改正内容

※主な改正点

①附属機関の追加及び所管機関の変更

※別紙改正文及び新旧対照表のとおり

4 教育長の臨時代理をした理由

教育委員会規則の改正については、教育委員会が決定する事項の一つであるが、海老名市学校施設再整備計画策定委員会条例が平成 29 年第 1 回海老名市議会定例会において原案どおり可決されたこと、また、条例の内容については、平成 29 年 2 月 6 日開催の教育委員会臨時会において審議、可決済みであり、急施を要することから、海老名市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条第 1 項の規定により教育長が臨時に代理して決定し、執行した。

5 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則の一部を
改正する規則

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

海老名市文化財 保存整備委員会	文化財の保存整備と活用に関する 事業の基本方針及び環境整備計画 その他必要な事項に関し調査審議 を行うこと。	教育総務課
--------------------	---	-------

」

を

「

海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会	学校施設の再整備計画策定に際し、 必要な調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市文化財 保存整備委員会	文化財の保存整備と活用に関する 事業の基本方針及び環境整備計画 その他必要な事項に関し調査審議 を行うこと。	教育総務課

」

に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則（昭和46年10月1日教委規則第1号）新旧対照表

（傍線の部分は、改正部分）

新（改正案）			旧（現行）		
海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則			海老名市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則		
第1条から第4条まで 略			第1条から第4条まで 略		
(附属機関)			(附属機関)		
第5条 法令又は条例により設けられた附属機関は、別表第2のとおりとする。			第5条 法令又は条例により設けられた附属機関は、別表第2のとおりとする。		
第6条から第12条まで 略			第6条から第12条まで 略		
別表第2（第5条関係）			別表第2（第5条関係）		
名称	主な所掌事務	所管機関	名称	主な所掌事務	所管機関
<u>海老名市学校施設再整備計画策定検討委員会</u>	<u>学校施設の再整備計画策定に際し、必要な調査審議を行うこと。</u>	<u>教育総務課</u>	海老名市文化財保存整備委員会	文化財の保存整備と活用に関する事業の基本方針及び環境整備計画その他必要な事項に関し調査審議を行うこと。	教育総務課
海老名市文化財保存整備委員会	文化財の保存整備と活用に関する事業の基本方針及び環境整備計画その他必要な事項に関し調査審議を行うこと。	教育総務課	以下 略		
以下 略					

議案第17号

平成29年度（平成28年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定について

別紙のとおり、平成29年度（平成28年度対象）教育委員会事務の点検・評価実施方針及び評価対象の決定について、議決を求める。

平成29年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

平成29年度（平成28年度対象）教育委員会事務の点検・評価にあたり、その実施方針及び評価対象を定めたいため

平成 29 年度（平成 28 年度対象）教育委員会事務の 点検・評価実施方針及び評価対象の決定について

平成 29 年度（平成 28 年度対象）の点検・評価を行うにあたり、下記のとおり実施するものとする。

1. 目 的

教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていく。

2. 評価対象とする施策・事業について

平成 28 年度の海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画に位置付けた施策・事業で、教育委員会で実施した 3 政策、8 施策、36 事業のすべてを今年度の点検・評価対象とする。

（参考）

平成 28 年度（平成 27 年度対象）点検・評価
3 政策・8 施策・34 事業を点検・評価

3. 点検・評価方法について

評価対象の事業についての目的、実績、課題などの所管課評価を行い、これを外部評価者（知見の活用）に示す。

外部評価者から施策及び主な事業に対する意見を聴取し、これを取りまとめる。

教育委員会は、所管課評価と外部評価者の意見を踏まえて、総合的に点検・評価を行う。

4. 知見の活用

「えびなっ子しあわせ懇談会委員」に依頼する。

5. 議会への提出及び市民への公表

9月議会への提出を予定。

議会提出後、ホームページ及び情報公開コーナーに配架し、公表する。

6. スケジュール（予定）

4月21日	方針及び対象事業の決定（教育委員会定例会）
4月下旬	実施計画・行政評価調書の作成
5月中旬	所管課評価の作成
6月上・下旬	外部知見の活用（えびなっ子しあわせ懇談会委員）
7月初旬	教育委員へ点検・評価報告書の素案を送付
7月中旬	教育委員の意見を集約
7月18日	課題研究会にて意見交換、最終調整
7月21日	報告書の決定（教育委員会定例会）
8月初旬	市長へ報告
8月9日	政策会議への報告
8月22日	最高経営会議への報告
8月25日	市議会議長・副議長への報告（全協開催日）
9月1日	市議会へ提出（9月議会初日）

※参考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

海老名市第四次総合計画（後期基本計画）実施計画 28年度実施事業一覧

政策	施策	事業名	目的	担当課	備考
①	豊かな心を育む文化の薫るまちづくり				
		(1) 図書事業の充実			
		図書館ネットワーク推進事業	学校図書館を市民に開放するとともに、市立図書館とのネットワークを形成することで、市民の図書との出会いの場を増やし文化教養とコミュニティの充実を図ります。	教育支援課	
		(2) 文化財の保護と活用			
		文化財の活用	海老名の歴史遺産・文化財を利活用することにより市民に郷土意識の醸成を図ります。	教育総務課	
		文化財の保護	海老名の歴史遺産を保護し、後世へ引き継ぎます。	教育総務課	
	相模国分寺跡の整備活用	海老名市の史跡文化財の核として整備・公開し、利用活用の促進を図ります。	教育総務課		

政策	施策	事業名	目的	担当課	備考
②	元気な「えびなっ子」を育むまちづくり				
		(3) 青少年の健全育成			
		教育支援体制の充実	相談機能を充実させるとともに、児童生徒及び保護者や教職員に対して、適切な支援が行える体制の充実を図ります。子どもたちが安心して通える学校づくりを行うため、学校や保護者、関係機関との連携を図ります。青少年の非行防止・健全育成を図ります。	教育支援課	
		青少年指導嘱託員活動の充実	青少年指導嘱託員としての技能の向上と併せて、地域社会における青少年の社会生活を健全に育成指導します。	学び支援課	
		社会教育活動団体支援事業	青少年育成団体等が行う各種活動を推進し活性化させることで、青少年の健全育成を図ります。	学び支援課	
		成人式運営事務	新成人に社会人としての自覚を促します。	学び支援課	

(4)	子どもの居場所づくり			
	子ども・学校支援事業	地域の子どもは、地域で守る、育てる、支援する体制を構築します（学校応援団）。	学び支援課	
	学童保育支援事業	学童保育事業者の市条例基準適合に向けた取り組みを支援するとともに、保護者の負担軽減を図ります。	学び支援課	

政策	施策	事業名	目的	担当課	備考
③	ひびきあう教育の実現				
(5)	ひびきあう教育の推進				
		ひびきあう教育の実践・研究	ひびきあう教育の具体的方策である「えびなっ子しあわせプラン」により、子どもたちが生涯にわたってしあわせに生きていくための「確かな学力」、「よりよい集団力」、「健康・安全力」を身に付けさせます。	教育支援課	
		学校安全の確保	登下校及び学校生活における児童・生徒の安全確保の充実を図るとともに、保護者への安全意識の啓発を図ります。	就学支援課	
		教育委員会の運営	教育全般に対する市民の理解を深めるため、教育行政の推進と教育環境の改善及び教育委員会の円滑な運営を図ります。また、今日的な教育課題の解決等に関し、教育関係者、市民等の各界各層から意見を聴き、ひびきあう教育の推進を図ります。	教育総務課	
		小中学校行事活動事業	小学校では、連合運動会の開催等により、児童の心身の健全な発達と望ましい社会性を育みます。 中学校では、中学生芸術文化活動の伸長・発展等により、生徒の豊かなところを育みます。	教育支援課	
		社会教育推進事業	学校の教育課程として行われる教育活動以外の社会における教育を組織的に行うことで、学校、家庭とともに総合的な教育を推進します。	教育支援課	

(6) 教育環境の充実				
	効果的な教職員配置の推進（少人数指導）	35人学級の実施及び少人数指導体制の充実を図り、きめ細かな指導体制を確保します。	就学支援課	
	コンピュータ利用教育の充実	高度情報化社会の中で生きる子どもたちにコンピュータを活用した教育を行い、情報活用能力等のさらなる向上を図ります。	教育支援課	
	外国語教育の推進	小学校における外国語活動及び中学校における教科（英語）指導の充実や、教員の資質・能力の向上を図ります。	教育支援課	
	部活動の充実	生徒の心身の発達に重要な役割を担う、部活動の充実を図ります。また、地域との交流を図り、地域活動の活性化に貢献します。	教育支援課	
	効果的な教職員配置の推進（指導体制）	教職員を効果的に配置し、生徒指導体制の充実を図ります。	就学支援課	
	野外教育活動推進事業	学校の教育課程で実施する野外教育活動を推進するとともに、保護者の負担軽減を図ります。	学び支援課	
	児童・生徒の健康管理の推進	児童・生徒の健康管理体制を充実させ、心と身体の健やかな成長を促進します。また、衛生的で安全な学校環境の確保を図ります。	就学支援課	
(7) 学校施設の充実				
	小中学校の適正配置	学校施設の約8割が建築後30年以上経過しており、今後一斉に大規模改修や建て替え時期を迎えることから、児童生徒数の変動を見極め、学校の規模や位置などを検討し、学校の適正配置により、教育環境の向上に努めます。	教育総務課	
	小学校施設の整備	建設後又は改修後一定期間を経た校舎等の施設・設備について、適正な時期に改修工事を行い、学習環境の整備・改善を図ります。	教育総務課	
	中学校施設の整備	建設後又は改修後一定期間を経た校舎等の施設・設備について、適正な時期に改修工事を行い、学習環境の整備・改善を図ります。	教育総務課	
	きれいで居心地のよい学校づくり	児童生徒が安心して学校生活を送れる環境を整えます。	教育総務課	
	地場産物品の学校給食への活用	学校給食で使用する食材のうち、地元海老名市や神奈川県で生産・加工されたものを優先的に使用し、食の安全性確保及び地産地消の推進を図ります。	就学支援課	

政策	施策	事業名	目的	担当課	備考
(8)	教育支援体制の充実				
		児童・生徒教材費支援	小学校1年生及び中学校1年生の保護者の教材費への負担軽減を図ります。	就学支援課	
		就学援助制度の充実	経済的理由による就学困難な児童・生徒の保護者に対し、経済的援助を行い、義務教育の円滑な実施を図ります。	就学支援課	
		奨学金の給付	経済的な理由で修学が困難な青少年に対し、支援します。	教育支援課	
		いじめのない学校づくり	いじめの未然防止、早期発見、迅速な対応を図ります。	就学支援課	
		学校相談員等の派遣	学校に心理の専門家等を派遣することで、学校教育相談体制の充実を図ります。	教育支援課	
		教育支援教室の充実	特別な支援を必要とする児童・生徒が、安心して充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実を図ります。	教育支援課	
		特別支援教育の充実	不登校児童・生徒に発達段階に応じた教育支援を行い、学校への復帰を支援します。	教育支援課	
		特別支援教育の就学奨励	特別支援学級の児童生徒及び通常の学級に在席する障がいのある児童生徒の保護者負担の軽減を図ります。	教育支援課	
		学校給食費の公会計化	学校給食費について、透明性・公平性を確保するため、市に直接納入し、市の会計ルールでの管理運用を行い、学校給食事業の推進を図ります。	就学支援課	

3 政策 8 施策 36 事業

議案第18号

平成30年度海老名市教科用図書採択基本方針について

別紙のとおり、平成30年度海老名市教科用図書採択基本方針について、議決を求める。

平成29年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

平成30年度使用教科用図書の採択にかかる基本方針を審議いただきたいため

平成 29 年 4 月 21 日(金)

定例教育委員会資料

教育支援課

平成 30 年度使用「海老名市教科用図書採択基本方針」について

海老名市教育委員会は、平成 30 年度に小学校で使用する「特別の教科 道徳」の教科用図書の採択基本方針を、次のとおり定める。

「海老名市教科用図書採択基本方針」

平成 30 年度の「特別の教科 道徳」の小学校教科用図書は、神奈川県教育委員会が定める「平成 30 年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」に基づき、海老名市教育委員会が設置した海老名市教科用図書採択資料作成委員会の報告を資料とし、1 種の教科用図書について海老名市教育委員会が採択する。

平成30年度使用小学校教科用図書採択について

1. 採択教科書

平成30年度使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書

2. 採択にかかわる日程について

- | | |
|---------|--|
| 平成29年2月 | 教科用図書担当者会議（採択事務について） |
| 4月 | 教科用図書採択資料作成委員会設置要綱及び調査委員会の細案等について検討 |
| 5月 | 第1回採択資料作成委員会の開催
第1回調査委員会の開催 |
| 6月 | 第2回調査委員会の開催
第3回調査委員会の開催
教科用図書展示会 |
| 7月 | 第2回採択資料作成委員会の開催
平成30年度使用教科用図書採択決定 |
| 8月 | 需要数報告 |

議案第19号

部活動検討委員会の設置について

別紙のとおり、部活動検討委員会の設置について、議決を求める。

平成29年4月21日提出

海老名市教育委員会
教育長 伊藤文康

報告理由

部活動検討委員会を設置したいため

海老名市部活動検討委員会設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、海老名市立中学校における部活動（以下「部活動」という。）の在り方を検討するため、海老名市部活動検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）部活動の在り方についての調査、研究に関すること。
- （2）部活動の在り方についての情報収集に関すること。
- （3）部活動の在り方についての検討に関すること。

（組織）

第3条 検討委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 検討委員会の委員は次に掲げる者のうちから、教育委員会が指名する。

- （1）医師
- （2）海老名市体育協会代表
- （3）部活動の外部指導者代表
- （4）海老名市立中学校保護者代表
- （5）海老名市立中学校学校代表
- （6）教育委員会（教育部長、教育部次長、教育支援課長）

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には教育部長を、副委員長には部活動振興会担当校長をもってこれに充てる。

3 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 検討委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、特に必要と認めた場合又は急施を要する場合は、書類の回議をもって検討委員会の会議に代えることができる。

(関係者の出席等)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは関係者の出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 検討委員会の庶務は、教育支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。